

委員からの質問・意見

委員から文書で提出のあった質問・意見は添付のとおりです。

目次

(1)	道津 靖子 委員提出	3
(2)	梶村 龍太 委員提出	8
(3)	神田 京子 委員提出	14
(4)	神田京子・道津靖子委員 提出	15

①<実験者の実験中に起こった事象のリスク管理>

前回の協議会で、研究者の安全操作手順の一部分のビデオを見せていただきました。実験室への入室前のスーツの点検から始まり、スーツやグローブの着用、実験室への入室。問題なく実験終了後の退室の手順とスーツの薬液除染など実験室に隣接する室の汚染のリスク管理はよく理解出来ました。

次回は、汚染物（病原体）の実験室外への搬出などや実験機器（遠心分離機など）の故障や実験室内での機器の落下による化学薬品や病原体の容器破損などトラブル時の指導ビデオを見せていただきたい。

というのも、特定一種病原体等所持施設への監督（感染症法）の第五節の「災害時の措置命令」：地震・火災などの災害発生時に、必要な措置を命ずる

違反した者；一年以下の懲役又は百万円以下の罰金とあり、実験者は災害発生時でも逃げることもまず必要な措置をしなければいけないことの教育はどのようになされているのかも知りたいので、教えていただきたい。

②<BSL-4での事故・災害等の地域への伝達方法>

検証されたBSL-4施設で重大な事象の発生パターン（169項目）、のうち実験室外へ病原体が出るおそれがある事象（109項目）。

- 1、 実験室内での実験者の感染
- 2、 実験室に隣接する室の汚染
- 3、 汚染物（病原体）の実験室外への搬出

4、 病原体の意図的な持ち出し

5、 感染動物の逸走・所在不明

これまでの意見にも述べさせていただいたが、これらどのケースにおいても、「地域へ速やかに公表・対応する」とあり、特に緊急に伝達が必要な事象なのが、5番の感染動物の逸走・所在不明であると思われます。

緊急性のある時の伝達手段として、長崎市に対して「防災ラジオ」の活用をお願いしております。

前回の協議会で、市の検討状況や進捗状況をおたずねいたしましたが全く答えられず、ただ地域連絡協議会に出席しているだけでは困ります。ぜひ防災危機管理室からの回答をくださいますようお願いいたします。

それから、BSL-4 施設で事故・災害等の発生時の危機管理として、市としてはどのような方法での伝達手段をお考えなのか、合わせて回答いただきたい。

③<長崎大学もデュアルユースに関するガイドライン作成してほしい>

防衛省の平成 27 年度安全保障技術研究推進制度に、無人機やサイバー技術など軍事可能研究として 16 大学が応募しました。しかし長崎大学は「軍事研究はしない」として、片峰学長から引き継がれた河野学長も研究費が逼迫しても方針は変わらないと信じています。

しかし、その後任者はどうでしょう？

情勢変化やその時の学長次第でデュアルユースの方針が変わることが、BSL-4 施設問題を抱える長崎市民としては不安です。

大学によってはデュアルユースのガイドラインを作成しているところもあったので、参考資料として提出しました。大学のホームページから印刷し

ましたので、参考にご一読くださり、長崎大学研究論理規程もしくは長崎大学受託研究取扱規程に定めてくださいますようご検討お願いします。

以上

2019年3月6日

学 長

軍民両用技術（デュアルユース）に関する研究費 ガイドライン

本学では、2016年12月7日付の「軍民両用技術（デュアルユース）に関する研究費に係る本学の方針について」（以下、本方針という。）において、軍事防衛目的を研究内容とする外部資金は受入れないとする方針を公表した。また、日本学術会議は、安全保障に関わる事項と学術との関係について検討した結果、「軍事的安全保障研究に関する声明」を2017年3月24日に公表し、「まずは、研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる」としている。

そこで、本方針を運用するにあたり、外部資金への申請等に関するガイドラインを次のとおり定める。

1 防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」への申請について

「安全保障技術研究推進制度」は、将来の防衛装備品に適用する目的を明確に示して研究課題を募集されていることから、本学が定める「関西大学研究倫理規準」になじまないものとして、本方針では申請を認めないこととした。

「安全保障技術研究推進制度」では、研究代表者が所属する研究実施機関を「代表研究機関」とし、研究代表機関の了解を得て、研究代表者が応募することになっており、研究分担者についても研究代表者同様、所属機関の了解が必要である。さらに、応募にあたっては、研究代表者及び研究分担者は所属機関の長による「研究課題申請承諾書」を提出する必要がある。

本学では、「同制度への申請を認めない」としていることから、承諾書の提出に応じないこととし、他研究機関の申請に研究分担者となる場合も同様に対応する。

2 公的機関からの研究費等及び企業等からの受託研究費等の受け入れについて

本方針では、①国内外の軍事防衛を所管する公的機関（日本の防衛省、米国国防総省など）からの研究費等は受け入れないこと、②企業等からの受託研究費等については、その研究内容が軍事防衛目的である場合は、研究費等を受け入れないこと、を掲げている。これは、研究者が、研究成果の転用の可能性を全て予測するのは困難であるという考えのもと、研究費の受け入れ時点で、直接的に軍事防衛目的であることが確認できる場合に適用するものである。

本学は、「関西大学研究倫理規準」の遵守を前提として、研究者の自由な研究活動を保証しているものであるが、研究者が、自身の研究に対して軍事防衛目的の研究であると見なされる可能性がある懸念する場合には、申請により大学がその適切性を審査し、研究費受け入れの可否を決定する。

3 本方針に抵触する可能性のある公的機関の研究費等への申請及び企業等からの受託研究費等の受け入れに関する審査手続きについて

外部資金への申請又は受け入れにあたり、当該教育職員が本方針に抵触する可能性があるとの申し出があった場合は、研究推進委員会の下に設置している外部資金審査・評価部会において審査を行う。学長は同部会からの審査結果を受けて、申請の可否を決定する。

- (1) 審査を希望する者は、審査申請書に当該外部資金の契約内容、制度概要や公募内容等が分かる資料を添付して、学長に申請する。
- (2) 学長は申請内容を確認し、審査の必要があると判断した場合は、研究推進部長に外部資金審査・評価部会において申請の可否について審議するよう要請する。
- (3) 外部資金審査・評価部会においては、次の観点を総合的に考慮したうえで審査を行う。
 - ア 申請を希望する外部資金等の制度や公募内容又は受け入れを希望する受託研究費等の契約内容が、研究倫理規準第3条第1項第1号に定める規定「人間の尊厳、基本的人権や人類の平和・福祉に反する研究活動に従事しない。」に即したものであるか。
 - イ 資金交付元からの独立性を確保し、研究者の自主性・自立性を尊重して研究が行われるものとなっているか。
 - ウ 研究成果の公開性は担保されているか。
- (4) 外部資金審査・評価部会 部会長（研究推進部長）は審査の結果を学長に報告する。
- (5) 学長は外部資金審査・評価部会の審査結果を大学執行部に諮り、当該申請の可否について申請者に通知する。

4 その他

- (1) 防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」以外に、本方針に抵触する学外からの補助金・助成金等の公募情報の学内周知をするか否かについては、大学執行部が募集内容により判断する。
- (2) 研究者自身が得た公募情報が、本方針に抵触する可能性があり、当該公募に申請を希望する場合は、事前に研究推進部に相談のうえ、大学執行部による申請の可否を仰がなければならない。

以上

○ご質問・ご意見

氏名（平野町山里自治会 梶村龍太）

高谷副会長からの意見と質問を提出します。

サル由来Bウイルス感染事故、他について

新聞やテレビ等で報道がなされていた、鹿児島市にある医薬品開発受託・研究会社「新日本科学」の動物実験施設で起きたサル由来Bウイルスの感染事故について、意見と質問を述べる。

なお本件経緯については、11月29日付長崎新聞の記事がより詳しい内容を報じていたので、同記事を添付する。

1. 事故経緯に関する疑問点

① 何故11月まで確定診断がなされなかったのか？

感染した技術員は今年2月に頭痛・発熱の症状。その後『脳炎』の症状が長引いたため、8月末に鹿児島大病院に入院。検査の結果11月に感染が確認されたという。

技術員は新日本科学の動物実験施設に勤務、実験に従事しているのだから、『脳炎の』症状が長引いた時点で何らかの動物からの感染を疑って、しかるべき医療施設で検査を行うべきだったのではないか。

そうすれば、より早く確定診断がなされ、『初期症状から診断に9か月』という期間を要することはなかったのではないか。

② 症状等、情報提供はなされないのか？

新日本科学はプライバシーを理由に当該技術員の症状を明らかにせず、「容体は安定している」とだけ説明している。

個人のプライバシー保護が必要な事は理解できるが、今回の事故を受けて、周辺の住民は不安を感じているのではないだろうか。最低限の適切な情報提供は行われなければならないのではないだろうか。

③ 立ち入り調査の結果は問題無し、原因不明、しかし施設は停止せずとは？

鹿児島市と厚生労働省、国立感染症研究所は11月21、22日の2日間、施設に立ち入り調査を行ったが、管理に問題はなかったという。

一方、新日本科学は防護服の強化などで感染症対策を進めており、「さらなる厳重な管理体制を敷き再発防止に全力を尽くす」としている。

それでは、何が原因で感染事故は起こったのか？結果として、企業とその実験施設についての責任は問われないという事なのか。

まず企業として行うべきは徹底した原因究明であり、それが明らかになったら、具体的かつ実効性のある再発防止策を監督行政機関に提出する

ことなのではないか。

そしてその間は、施設の稼働を停止すべきではなかったか。

厚労省、鹿児島市の各行政機関も新日本科学に対して、そのような指導を行わなかったのだろうか。

今回、法令上の問題がなかったとしても、企業の社会的責任という観点から、新日本科学は問題解決がなされるまでの間、施設を一旦停止する必要性があったと考える。

飲食店が食中毒を出せば、その店は所定の期間営業停止の処分を受ける。比べて今回の一件は…一般的に考えて相当理解しづらいものがある。

以上、詳細については不明だが、報道を見る限りでは、新日本科学、及び各行政機関の危機管理や事後対応のあり方について疑問を持った。

今回、このような感染事故が日本国内で起こったことで、長崎市の多くの住民がショックを受け、不安と動揺が広がっている。

実際、「長崎でも事故が起きたらと思うと暗澹たる気持ちになった」「BSL4施設のことを考えると夜眠れなくなりそうだ」といった声があがっているのである。

このような住民感情について、長崎大学はどのように考えるのか、質問する。

2. 今回のBウイルス感染事故とBSL4施設計画について

今回の感染事故については、長崎大学のBSL4施設計画に対して、まさに重要な示唆がなされているのだと考える。

これまでの議論は、『事故を起こさないための』安全対策がその中心であった。けれども今回、『事故は起こりうる』という重い事実が我々の前に突き付けられたのである。

従って今後は、この『事故は起こりうる』という前提に立った、有事における対応のあり方についても、万全の準備がなされなければならないと考える。要は、事故を防ぐための安全対策、そして有事の危機対応、いずれもBSL4施設を管理する上で欠かすことはできないということであろう。

そこで、有事の危機対応について、以下に意見と質問を述べる。

- ① 万が一、BSL4施設において感染者が出た場合、「二次感染者を一人として出さないこと、感染拡大をゼロにすること」が長崎大学に対して、唯一絶対的に求められることであり、この議論の前提であると考えられるかがか。
- ② BSL4施設における感染については、主に研究者の場合を想定して議論がされているが、ウイルスの知識についてハンディのある関係者、例えばメンテナンス会社の社員等が感染する可能性もあるのではないかと。

- ③ このような、BSL4施設内に入った履歴のある関係者に、もし少しでも疑わしい症状が出た場合には、一刻の猶予もなく検査・診断が行われるような体制、仕組みづくりが必要と考えるがいかがか。
- ④ 感染者を受け入れる長崎大学病院の体制が極めて重要であるのは言うまでもない。
現在、週二回の訓練を行っているとのことであるが、有事に現場がパニックに陥らないよう、統率することのできるリーダーの育成が求められると考える。
また、有事に際しては全国からエキスパートを集め、専門家チームを編成して事態に当たる、という対応策を提言する。
- ⑤ 感染事故が発生した場合の情報公開についても議論が必要である。
前述の通り、個人のプライバシーには十分配慮しなければならないが、一方で、適切な情報提供は必要不可欠であると考え。
きちんとした情報提供がされなければ、憶測やデマ等で誤った情報が拡散し、地域や住民に混乱が広がる可能性があるからである。
- ⑥ 感染事故によって地域住民に避難が必要と判断された場合の避難計画というものは、いつまでに、どのように策定されるのか。
これは地域住民にとって非常に重要な事項であることから、これまで度々議題に上がっていたものの、明確な回答はされていなかった。よってここで改めて質問する。
- ⑦ そして、感染事故を起こした際には、長崎大学は速やかにBSL4施設の稼働を停止させるべきである。そして徹底した原因究明を行い、地域住民も納得できるような再発防止策を策定するまでは施設を再稼働させることは許されないと考えるがいかがか。

3. 長崎市への意見・質問、製薬会社等の企業誘致について

長崎市、長崎市議会、また経済団体等において、「BSL4施設の建設・稼働を機に長崎市に製薬会社を誘致してはどうか。そのことで経済効果が見込まれるのではないか。」といった議論が行われていると聞く。

けれども、新日本科学の事例を引くまでもなく、経済効果よりも地域の安全が優先されるのは至極当然のことである。このような企業誘致に関しては、長崎市として慎重の上にも慎重であるべきと考えるがいかがか。

地域住民にとっては「この地域にとって危険なBSL4施設に加えて、リスクのある施設を増やすなど、言語道断である。」ということではないか。

4. 追記 ロシアのBSL4施設、爆発事故について

報道によると、2019年9月16日、ロシア東部のコルツォヴォにある国立ウィルス学・バイオテクノロジー研究センター内の改装工事中の衛生

検査室でガスボンベが爆発、火災が発生して、30平方メートル燃え広がる事故があったという。

火事は消防車13台の出動によって鎮火したこと、建設作業員が火傷を負って近くの病院に搬送され、集中治療室に収容されたことなども報じられた。(タス通信)

同施設は天然痘ウイルスやエボラウイルスを保管しているとのことからBSL4施設なのであろう。事故後、コルツォヴォ市の市長は、「爆発によって周辺地域が生物学的なものを含めていかなる脅威も受けることはない」と述べたという。(タス通信)

この施設においては、ニューヨークタイムズが、2004年、ロシア人科学者がエボラウイルスを誤って自分に注射して死亡する事故があったとも報じている。

この事故報道からも、前述した『事故は起こりうる』ということ、また、『研究者以外の関係者によって起こる事故の可能性』ということが示されているものと考ええる。

長崎大学には、今後の説明会等において、上記のような国内外の事故事例に関する情報提供を行うことを要望する。そのうえで、BSL4施設計画の安全性について論じるべきであると考えがいかがか。

協議会で神田委員が繰り返し主張しているように、「長崎大学は、説明会等では、都合の良いことばかりではなく、悪いこともきちんと説明していただきたい。」という事を多くの地域住民が求めているのである。

以上、毎回述べている通り、地域住民としての真剣な思いを記した。長崎大学、長崎市の誠実な回答を希望する。

※ 事務局注：2019年11月29日(金) 長崎新聞朝刊 24面 (共同通信配信) の「サル由来Bウイルス初感染」の記事については、著作権の関係により掲載を割愛。

○ご質問・ご意見

氏名（ 神田京子 ）

1. 平成31年・令和元年度の予算（約30億5千万円）の収支計上実績について、平成30年度同様、詳細にお示し願います。

○ご質問・ご意見

氏名（ 神田京子、道津靖子 ）

平成 31 年 3 月 2 日(土)開催の上野町東部自治会主催「大学への質問会」につ
きまして、議事録と意見書を提出いたします。

平成 30 年 10 月 27 日(土)平野町山里自治会と山里中央自治会が合同で
開催を行いました「質問会」同様に、住民の声をお届けしたいという事で、
地域連絡協議会への報告を上野町東部自治会の山田会長より依頼されました
ので、宜しくお願いいたします。

同時に、文部科学省の管理委員会への提出を行っていただきますよう、
宜しくお願い致します。

添付資料

- (1) 平成 31 年 3 月 2 日開催「住民から長崎大学への質問会」議事録

議事録は、当日の状況を文字起こししたものです。

- (2) 平成 31 年 3 月 2 日開催「住民から長崎大学への質問会」住民の意見書

意見書につきましては、当日ご回答いただいたものは議事録に記載
しておりますが、当日読み上げ出来なかったものなどについては、
ご回答をお願い致します。

※事務局注：議事録と住民の意見書は資料 4【別添 2】のとおり